令和８年９月 17 日

市 政 記 者　各位

# 福岡県南広域水道企業団の取水制限の強化について

## 筑後川からの取水制限を 3%から 5%へ強化

梅雨明け以降の少雨傾向による筑後川水系ダムの貯水率低下に伴い、本日（9 月 17 日）、国等による第３次渇水調整が行われました。調整事項に基づき、当企業団では下記の２項目について渇水対策を進めていきます。

### １　取水制限の実施

令和８年９月 18 日より、 筑後川からの取水制限を３％から５％へ強化します。取水制限により不足する分は、筑後川水系とは別の予備水源（八女水源地）から補てんするため、ただちに構成団体※への送水に影響を与えることはありません。

### ２　啓発活動の強化

国や県などの関係機関及び構成団体と連携した広報活動により、水の利用者に対して、なお一層の節水への協力を呼びかけます。

※　福岡県南広域水道企業団の構成団体　８市３町１企業団（９市４町）
久留米市・大川市・筑後市・柳川市・大牟田市・八女市・朝倉市・みやま市
大木町・広川町・筑前町・三井水道企業団(小郡市･久留米市北野町･大刀洗町)

【問合せ先】
福岡県南広域水道企業団
企画財政課長　　西木一夫
久留米市荒木町白口 55 番地
(TEL)　0942-27-1561